平成２３年（フ）第５０号
高知県吾川郡いの町天王北４丁目11番地４
債務者　野村　健一
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１号
高知県吾川郡いの町天王北４丁目11番地４
債務者　野村まゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９１号
福岡県嘉麻市漆生1596番地６、前住所福岡県嘉麻市鴨生798番地43
債務者　阿南　友子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３９７号
北九州市門司区花月園13番203―303号
債務者　岩本　丈士
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４４７号
北九州市八幡西区馬場山東２丁目７番17号
債務者　安藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７号
福岡県田川郡糸田町1123番地
債務者　藤村小百合
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４９号
福岡県田川郡福智町伊方2247番地
債務者　インテリアサンコーこと　辻見　幸三
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第５０号
福岡県田川郡糸田町381番地８
債務者　本庄　敦子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第５４号
福岡県田川市大字伊田2717番地
債務者　矢幡　光行
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第５５号
福岡県田川郡赤村大字赤5186番地18
債務者　塚本　清隆
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第６０号
福岡県田川市大字伊田2739番地
債務者　志賀　　晃
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２１２号
大分県別府市朝見２丁目22番41号
債務者　石井　生良
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅108棟８号
債務者　平下　真美（旧姓早風）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２８号
岩手県花巻市高木第15地割41番地22
債務者　菅原　新治
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２４３号
岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第４地割177番地３、旧住所盛岡市門２丁目１番６号　クレストコートＢ106号
債務者　菊地千世子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９５１号
千葉県野田市中野台鹿島町１番地の15
債務者　黄金井好江
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９５２号
埼玉県川口市東領家３丁目31番２―102号
債務者　黄金井　睦
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３４８号
千葉県松戸市上本郷4324番地の２　林コーポ203号
債務者　和田　　綾（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部